

# 事務所通信

令和4年12月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子  
〒604-8123 京都市中京区堺町  
通り四条上る八百屋町 555  
番地 303

TEL : 075-366-5944

FAX : 075-744-1600

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

## 【今月の一言】

今年も残すところあと1日となりました。みなさんはどのような一年でしたか？私は、やりたいことを一つずつ挑戦していった年といったところです。挑戦できたのでとてもスッキリしています(笑)これで終わらないようにまた来年も取り組んでいきます！

来年のテーマに「工夫」です。闇雲にがんばっても疲弊して良い成果物が期待できません。時間の使い方、業務の進め方、健康管理の方法など工夫して最適解が出せるように。今年の経験を活かして前進していきたいと思います。

令和5年もどうぞよろしく願いいたします。

## クラウドファンディングの会計・税務上の取り扱いについて

最近クラウドファンディングについてのご相談が増えています。今月号ではクラウドファンディングのうち、中小事業者の間でよく利用されている「購入型」と「寄附型」の会計・税務上の取り扱いについて解説します。「投資型」もありますが、今回は中小事業者にはあまり馴染みがないため割愛しています。

### 1. クラウドファンディングとは？

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、活動や自らの夢を発信することにより、その想いに共感した人や活動を応援したい人から、インターネットを經由して少しずつ資金を募る方法を言います。クラウドファンディングは、金融機関からの借入やベンチャーキャピタル等といった一般的な資金調達方法にはない、手軽さやテストマーケティングに使える等のメリットがある点でも注目されている新たな資金調達方法です。

### 2. 会計・税務上の取り扱い

【購入型】支援者が資金を提供し、その見返りとして、実施者は商品やサービスを支援者へ提供します。

#### ① 実施者

購入型の場合、商品やサービスを支援者へ提供するため、通常の売買取引と同様の取扱いとなります。

したがって、実施者は調達した資金を売上として計上し、プロジェクトに要した支出を費用として売上から控除することにより算定された利益が課税対象となります。実施者が個人の場合は所得税、法人の場合は法人税が課税されます。

## ② 支援者

個人の支援者は消費者として商品を購入しているのと変わらないため、会計・税務上の処理については考慮不要です。法人や個人事業主については、その商品やサービスが事業に必要なものであれば、購入代金を必要経費に算入できます。

**【寄附型】** 支援者は寄附により資金提供を行うため、一部お礼の手紙や活動状況をレターで送るケースはありますが、基本的に見返りはありません。

寄附型の場合、実施者及び支援者が個人か法人かによって会計・税務上の取り扱いが変わりますので、それぞれ見ていきます。

### ① 個人→個人

個人から個人への寄附の場合は、税務上は贈与税の対象となり、基礎控除110万円を超える部分について贈与税が課税されます。このケースにおいて、支援者は寄付金控除等の税制上の優遇措置はありません。

### ② 法人→個人

法人から個人への寄附の場合は、支援者である法人は会計上、寄附金として計上します。税務上は一般寄附金に該当するため、一定限度額までしか損金算入できません。

一方、実施者である個人が調達した資金は一時所得となりますので、所得税が課税される可能性があります。

### ③ 法人→法人

法人から法人への寄附の場合は、支援者である法人は②同様、会計上、寄附金として計上します。税務上は②と異なり必ずしも一般寄附金に該当するとは限らず、実施者である法人が、認定NPO法人等である場合、一般寄附金の場合と比較して損金算入限度額が増加するケースがあります。

一方、実施者である法人が調達した資金は受贈益として計上し、プロジェクトに要した支出は費用として計上されます。

### ④ 個人→法人

個人から法人への寄附の場合は、支援者である個人については①と同様ですが、税務上は実施者が特定の公共法人等の場合に確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。また、実施者が認定NPO法人等である場合は、寄附金控除（所得控除）と寄附金特別控除（税額控除）のいずれか有利な方を選ぶことができます。

一方、実施者である法人については③同様、調達した資金を受贈益として計上し、プロジェクトに要した支出は費用として計上されます。

## 3. まとめ

クラウドファンディングのうち、「購入型」と「寄附型」の会計・税務上の取り扱いについて解説しました。クラウドファンディングは資金調達手段としてこれからさらに広がることが予想されます。新しい資金調達方法として活用を検討されてみてはいかがでしょうか。